

8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルについて

1 概要

国は今年6月に、プラスチック使用製品廃棄物の削減とリサイクルの促進を目的とした「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）」を制定し、全国の市町村に対して、焼却処理や埋立処分しているプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に努めるよう求めている。

本法律では、今年1月に環境省の審議会である中央環境審議会が環境大臣に意見具申した「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえた取組みとして、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物の一括回収リサイクルを可能とし、住民にわかりやすい分別ルールとすることや、再商品化実施者との計画策定を条件に、これまで市町村の義務であった中間処理（選別・圧縮・梱包）を省略できるなどの新たな取組みが盛り込まれている。

現在、8市町村におけるプラスチック資源処理については、各市町村の施策や処理施設の特性を踏まえた状況となっているが、今後は全ての市町村において、プラスチック資源循環促進法に基づく取組みの強化が求められる。また、国が循環型社会形成推進交付金の交付要件に「プラスチック資源の分別回収」を新たに追加する方針を固めたとの報道がなされたことにより、広域化に伴う南部清掃工場基幹的設備改良工事の財源として活用を予定している交付金への影響も懸念されることから、本協議会で8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルの実施に向けた協議を行うこととしたい。

2 8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクルの意義

- ①圏域における脱炭素による環境負荷の少ない持続可能な社会の実現
- ②スケールメリットの獲得（コスト縮減や事務効率化など）

3 取り組むうえでの課題

- ①8市町村の搬入量に対応可能な処理施設の確保
- ②収集運搬費用の増加や中間処理・再資源化処理費用の発生

⇒上記の課題のほか、取組みに係る住民等への説明などに時間を要することが想定される。

4 今後の方針

「プラスチック資源循環促進法」の施行に向け、今後、国から具体的な分別基準や処理方法、市町村への財政支援策などが示されることが予想されるが、8市町村及び組合が国の動きに速やかに呼応するため、早急に調査研究を含めた具体的な検討に着手する必要がある。

⇒津軽地域ごみ処理広域化協議会として、令和8年度からの8市町村によるプラスチック資源一括回収リサイクル実施に向け、具体的な制度設計などの協議を進める。